

7／14（木）の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 7月14日（木）14時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 「借入金の返済が負担となっている事業者向けたWebページ」の開設について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>今後、新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）の本格的な返済が始まる中、返済原資を確保できず、借入金の返済が負担となる事業者の増加が懸念されることから、道ホームページ内に借入金の返済が負担となっている事業者の方に役に立つ情報を掲載したWebページを開設します。</p> <p>1 開設日 令和4年7月14日（木）</p> <p>2 URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html ※道ホームページのトップページ内におけるキーワード検索で、「借入金」と検索すると当該Webページが最初に表示されます。</p> <p>3 Webページの主な項目・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道融資制度に係る借入金返済の条件変更対応について ～道融資制度について、返済額の減額や返済期間の変更、返済の猶予（条件変更）を行うことが可能である旨を案内 ○事業者に寄り添った金融機関の取組事例について ～金融機関がコロナ関連融資先に対し、事業者の相談に丁寧かつ親身に対応するなど、寄り添った対応を行っている事例を優良事例として紹介 ○北海道中小企業活性化協議会について ～収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた事業者からの相談を受ける北海道中小企業活性化協議会（北海道経済産業局設置）を案内 | | |
| 参考 | | | |

| | | |
|-----------------|---|------|
| 報道（取材）に当たってのお願い | 借入金の返済が負担となっている中小企業者等の方々に広く周知したいので、積極的な報道をお願いします。 | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | 同時レク |

| | |
|--------------|--|
| 担当者 (連絡先) | 経済部 地域経済局 中小企業課（担当者：富田） 直通電話 011-204-5346 内線 26-354 |
|--------------|--|

編集モードにする yuush1 新規作成 下書きページ

次の
前の戻る
戻す

カテゴリから探す



組織から探す



防災情報

プレビュー - PDF 2022/07/13 15:01 プレビュー

管理画面へ戻る

Foreign Languag

HOME > 経済部 > 地域経済局中小企業課 > 融資・貸付 > 借入金の返済が負担となっている事業者の方へ（お役立ち情報）
 HOME > カテゴリから探す > 経済・雇用・産業 > 高工業 > 金融支援 > 借入金の返済が負担となっている事業者の方へ（お役立ち情報）

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ（お役立ち情報）

ページ内目次

- 北海道の融資制度は返済条件の変更が可能です
- 中小企業金融相談窓口について
- 北海道中小企業活性化協議会について（事業のお悩み解決をお手伝いする）
- 財務体質の強化を図るために融資制度（企業体質強化貸付（資本性ローン協調））
- 中小企業活性化パッケージについて
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について
- 「経営者保証ガイドライン」について

このページには、借入金の返済が負担となっている事業者の方のお役に立つ情報を掲載しています。

北海道の融資制度は返済条件の変更が可能です

新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）をはじめとした北海道の融資制度は、毎月の返済が負担となっている場合などに、返済額の減額や返済期間の変更、返済の猶予（条件変更）を行うことが可能です。

条件変更を希望される場合には、借入先の金融機関にご相談ください。

なお、国や道から金融機関へ、借入金の返済や条件変更に対して、最大限柔軟な対応に努めるよう取り扱っています。（国の要請文について（経済産業省ホームページ））

※条件変更の可否については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

北海道の融資制度を利用した方で毎月の返済が負担となっている事業者の方へ

事業者に寄り添った金融機関の取組事例について

金融機関の事業者に寄り添った適時適切な対応は、中小企業者が経営に行き詰まることを防止する効果だけではなく、仮に経営に行き詰まつた場合でも、日頃、築かれた中小企業者と金融機関の信頼関係は、中小企業者の早期の経営改善につながることが期待されます。

道では、道内の金融機関が事業者に寄り添った適時適切な対応を行っている事例を優良事例として取りまとめましたので、ご紹介します。

中小企業金融相談窓口について

道では、中小企業の皆様からの融資などに関するご相談に応じていますので、お気軽にお相談ください。

【場所】経済部地域経済局中小企業課金融科（道庁本庁舎8階）

【時間】平日の8時45分から17時30分まで

【電話番号】011-204-5346（直通）

※各総合振興局・振興局商工労働観光課及び小樽商工労働事務所でもご相談を受け付けています。（お問い合わせのページをご覧ください。）

※メールでのお問い合わせは「keizai.chushokigyo1@pref.hokkaido.lg.jp」までご連絡ください。
(迷惑メール防止のため、@を全角にしています。メールを送る際は、半角に置き換えてください。)

中小企業金融相談窓口のご案内

北海道中小企業活性化協議会について（事業のお悩み解決をお手伝いする）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

中小企業活性化協議会による支援（主なもの）

収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展事業）

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限300万円まで）を支援。

経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限300万円まで）を支援。

※詳しくは、北海道中小企業活性化協議会のホームページをご覧ください。

財務体質の強化を図るために融資制度（企業体質強化貸付（資本性ローン協調））

道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業の成長・継続等を支援するため、民間金融機関が日本政策金融公庫の「資本性後ろローン」と協調して支援する際の融資制度を創設しています。

＜企業体質強化貸付（資本性ローン協調）＞

【融資対象】

株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策扶助資金強化特別貸付（新型

新商品トライアル制度

水産加工

下請関係

ICT・キャッシュレス

経営革新

北海道小規模企業振興条例

国の中小企業支援施策

事業承継

事業承継ファンド

経営承継円滑化法による認定に

ついて（事業承継税制、金融支援）

セミナー・イベント情報等

創業

創業相談

創業セミナー・イベント情報

起業支援金

エンジェル税制

スタートアップビザ

Web創業塾

事業者団体向け

事業継続力強化支援計画

事例紹介

北海道チャレンジ企業表彰

その他

官公署

道産建設資材データベース

（包括）連携協定

入札・公募・告示

行政手続に関する審査基準

その他の附属機関

各係の業務



2022/07/13 15:01

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ（お役立ち情報） - 経済部地域経済局中小企業課

コロナ対策資本性劣後ローン」[\[PDF\]](#)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証[\[PDF\]](#)を利用する中小企業者等

[\[企業体質強化貸付（資本性ローン協調）\] の詳細](#)[\[PDF\]](#)

中小企業活性化パッケージについて

経済産業省では、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、金融庁・財務省とも連携の上、令和4年3月4日に「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。

経済産業省では、今後、本パッケージに基づき、中小企業の活性化に向けた施策を展開することとしています。

[\[中小企業活性化パッケージを策定しました（中小企業庁ホームページ）\]](#)[\[PDF\]](#)

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

増大する債務に苦しむ中小企業の円滑な事業再生等を一層支援するため、関係者間の共通認識を醸成し、一体となって取組を進めるべく、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定されました。（令和4年4月15日適用）

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」は、中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階における中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化する「中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方」、及びより迅速かつ柔軟に事業再生等に取り組むための手続きである「中小企業版仮的整理手続」を定めています。

[\[中小企業の事業再生等に関するガイドライン（全国銀行協会ホームページ）\]](#)[\[PDF\]](#)

「経営者保証ガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証（以下「経営者保証」）には、経営への規律付けや借用権として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在します。

「経営者保証に関するガイドライン」とは、これらの課題に対する適切な対応について、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的・自律的な準則として策定・公表されたものです。

[\[経営者保証に関するガイドライン\]について（中小企業庁ホームページ）](#)[\[PDF\]](#)

カテゴリ [\[金融支援\]](#)

地域経済局中小企業課のカテゴリ

[\[中小企業総合振興資金\]](#) > [\[ご相談・ご注意\]](#) >

このページに関するお問い合わせ

経済部地域経済局中小企業課金融保証
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL : 011-204-5346
FAX : 011-232-8127

[\[お問い合わせフォーム\]](#)

最終更新日：2022年7月13日（水曜日）



[\[お問い合わせ・相談窓口\]](#) [\[庁舎のご案内\]](#) [\[サイトポリシー\]](#) [\[個人情報の取扱いについて\]](#) [\[サイトマップ\]](#)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (総合案内)

一般的な業務時間：8時45分から17時30分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

法人番号：7000020010006

© 2021 HOKKAIDO GOVERNMENT



事業者に寄り添った金融機関の対応 優良事例

平時における金融機関の事業者に寄り添った適時適切な対応は、中小・小規模事業者が経営に支障が生じることを防止するという予防的効果があるのみならず、仮に経営に支障が生じた場合でも、平時に築かれた事業者と金融機関の信頼関係は、中小・小規模事業者の早期の経営改善に資することになるという効果が期待されます。

道内の中小・小規模事業者が引き続き、事業活動を維持・継続していくためには、様々な経営課題を抱える事業者の相談に丁寧かつ親身に対応し、経営改善に努めるなど、事業者に寄り添った対応を行うことが重要であることから、道では、コロナ関連の融資先に対し、道内の金融機関が事業者に寄り添った適時適切な対応を行っている事例を優良事例として取りまとめましたので、御紹介します。

令和4年7月

北海道経済部地域経済局中小企業課

金融機関の事業者に寄り添った対応 優良事例

事例①

A 金融機関

～取引先毎のカルテを作成。業況悪化を早期に把握し早期改善～

《取組内容》

- 新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）の実行先の全先に対して、各営業店がヒアリングを実施。ヒアリングを通じて“感染症による影響”などを把握し、これらを記載した「コロナ禍影響カルテ」を作成することで、取引先の状況を当機関内で共有できる体制を構築。
- さらに、影響度合いが高い先については、より詳細に事業者の業況を把握するための「お客様を知るシート」を用意。当該シートに基づき、企業が直面している経営課題について、営業店は詳細な状況を把握し、本部の支援専門部署も含めて情報共有している。
- 洗い出した経営課題の解決にあたっては、条件変更や経営改善計画の策定のほか、専門家派遣や各種支援機関の支援制度の活用など、事業者の状況に合わせた支援を提案するなど、より有効的な支援活動へと繋げている。

《取組の効果》

- ▶事業者との対話を重視し、より詳細な業況把握に努めたことで、今後の事業の方向性について、事業者と共有（現状把握と改善に向けた取組目標の共有）することができた。
- ▶業況悪化の兆候を早期に把握することが可能となったことで、今後の事業継続に向け、早期に条件変更等で対応することができた。
- ▶本部の支援部署と適切に情報共有することで、経営課題の解決に向けて、各種支援機関の補助制度や支援制度など幅広い情報の提供が可能となり、それらの活用に繋げることができた。
- ▶職員のレベルアップにも繋がった。

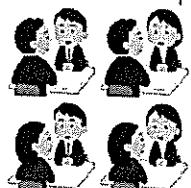
事例②

B 金融機関

～全先に対する業況モニタリング。事業者に寄り添った支援を～

《取組内容》

- 感染症の影響を受けた事業者に対し、適時・適切な支援を行うため、新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）で定めるモニタリング先の範囲を撤廃し、ゼロゼロ融資の実行先の全先に対して、業況モニタリングを実施。
- 業況モニタリングにあたっては、ゼロゼロ融資で定められたモニタリング項目に加えて、追加資金需要の有無など独自のモニタリング項目を設け、より深く詳細に事業者の業況を把握することとしている。
- 業況モニタリングは年2回の実施としているが、直近のモニタリング実施時には、今後、据置期間が満了し、元金返済が始まる先について、特に資金繰りの状況を確認することを指示するなど、事業者に寄り添った支援をするよう各営業店に通知している。



《取組の効果》

- ▶ 近時において、既に据置期間の延長を実施している先について、再度、据置期間を延長する条件変更を実施する事例が散見される。このことについては、業況モニタリングによる各営業店と事業者との接点の増加や、営業店における取引先支援に関する積極的な姿勢の顕れと考えられる。
- ▶ 各営業店と事業者との接点が増加したこと、現状の経営課題や今後の事業の方向性について、事業者と共有することができた。



事例③

C 金融機関

～事業者と一緒に経営課題を洗い出し、解決へ～

《取組内容》

- 新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）を実行した全先に対し、定期的に各営業店の担当者がヒアリングを行うことで、事業者の業況把握・管理を継続的に実施。
- ヒアリングなどにより、影響の深刻度が大きいことが判明した事業者には、本部と営業店と一緒に事業者を訪問し、現在の経営状況の課題を事業者と一緒に洗い出することで、課題解決に向けて一緒に取り組んでいる。（条件変更や資金繰り支援など事業者の業況に応じた支援を実施）
- 洗い出した経営課題を解決するために、専門的な支援が必要な場合は、各種支援機関の制度を活用しての「専門家派遣」を実施するほか、業務提携する専門機関と協力した支援を行うなどの体制を取っている。



《取組の効果》

- ▶ 継続的な業況把握・管理により、早期の経営課題解決に繋がった。
- ▶ 一緒に経営課題の洗い出しや課題解決に取り組むことで、当機関と事業者との関係性が深まり、更なる信頼関係の構築に繋がった。
- ▶ 事業者にとって、経営課題に気づくことで、受動的な事業展開から能動的な事業展開に取り組むきっかけとなった。
- ▶ 事業承継に向けて、今後の経営目標の設定や承継方法などに取り組むきっかけになった。
- ▶ 職員の課題解決スキルがアップした。

